

十七世紀秋田藩の対幕府関係における一側面

石川 隆 一

はじめに

かつて盛行した、いわゆる藩制確立論はさまざまな弱点をもっていたが、そのひとつに幕藩関係についての研究の弱さがあげられる¹⁾。

小稿は、到底、その点を補いうる質のものではないが、確立する幕藩制国家体制に自らを位置付けようとする十七世紀秋田藩にとって重要な存在であった幕府旗本を通して、秋田藩の対幕府関係について、その一側面をみてみたい。

一 旗本神尾氏からの借金

寛永末年には恒常化のきざしをみせていた秋田藩の財政窮乏²⁾は、寛文・延宝期には進行の一途をたどり、藩借財も累積しつつあった³⁾。たとえば、延宝三(一六七五)年における藩借財は、京都での借銀が九五三貫五〇〇目、江戸における借銀が六〇九貫目、久保田城下からの借銀が元利と

も三六六貫二四〇目、合計一九二八貫七四〇目(表1)であり、藩借財は藩政の展開において無視しえない要因となっていた⁵⁾。

ところで、秋田藩は、商人からだけではなく、幕府旗本神尾氏からも金を借りていた。神尾氏からの借金に関して知りうる史料はきわめて少なく、かつ断片的である。

〔史料1〕

幕程 (在竹敷) 尾形様御上屋敷へ御出被成候、神尾(元珍)若狭殿御借金千両、宗伴御名付ニ而御借金五千両、二口合六千兩ノ利金六百兩相済申之内、御金不足故五百兩被遣候、残百兩ハ来正月迄被延置候様ニ柳谷平右衛門ヲ以申分候、神尾市左衛門殿へ御借金四千五百兩之利金四百五十兩相済申内三百五十兩被遣、是も百兩来正月迄被延置候、
(多賀谷隆家日記)抄本 寛文八年十二月二十九日条⁶⁾

右に掲げた〔史料1〕によれば、寛文八(一六六八)年十二月の時点で、秋田藩は神尾元珍から金一〇〇〇兩、京都町人山下宗伴から金五〇〇〇兩、そして神尾元清から金四五〇〇兩、合計一万五〇〇兩を借りていたことがわかるが、その利息は三者合計九五〇兩にのぼり、利息金の支払いにも難渋している様子がうかがえる。この〔史料1〕にみえる神尾元珍・元清兄弟からの借金元金合計五五〇〇兩

〔表1〕延宝3年借根

京都借銀	(先年より京都長借分) 銀 690 貫目	銀 953 貫500 目	49.4 %
	(京都御納崩分) 銀 263 貫500 目		
江戸借銀	銀 609 貫目(金子にして10,500兩 但 58 匁替)		31.6 %
町中より借銀	銀 366 貫240 目		19.0 %
計	銀 1,928 貫740 目		100.0 %

(「梅津忠實日記」延宝3年11月3日条)

を、かりに延宝三(一六七五)年における秋田藩の江戸借金一萬五〇〇兩(表1)と比較するならば五二%、(全借銀の約四五%余)にあたる。

秋田藩の神尾氏からの借金は万治二(一六五九)年の神尾元勝からの借金が現在知りうる早い例である。翌万治三

(一六六〇)年にも神尾元勝から小判一〇〇〇兩を新たに借りているが、この小判一〇〇〇兩には糸屋彦左衛門が出資した小判一〇〇兩がふくまれていた。かつて松本四郎氏は京都の大名貸し宇野了元・那波素順を論じ、枝手形の分析を通じて宇野が自己資金に那波の出資分をあわせて秋田藩に融資していることを述べているが、右の神尾一糸屋には、宇野一那波に類似した関係が想定される。しかし、この神尾一糸屋という出資関係が万治三年だけの特殊な例なのか、神尾氏の資金源はいかなるものなのか、いずれも不明といわなければならない。

次に掲げる史料は、天和二(一六八二)年一〇月に国元で作成された秋田藩の収支見積り書の一部分である。

〔史料2〕

御金積之覚

一 銀四百四拾六貫百三十九匁六分三リン

大阪へ為御登米御代銀也、

但神尾殿秋田御借銀御返弁

右ハ古御借銀御返弁ニ米壱万石御直払ニ河内甚左衛門御受合代銀、式万七千石宇野・雜賀や四ヶ年

受米ニ仕候売出銀共ニ

一 同五百十三貫百六十五匁九分三リン

右同御米壱万石御直払代銀、五千

石四ヶ年受米売出銀

右ハ御直払米壹万石泉や次郎兵衛受合代銀、五千

石宇野・雜賀や四ヶ年御受米売出銀共ニ、森谷平

右衛門・井口織_レ相定此銀ハ当御遣用ニ積_レり申分

一 同千貫目

壹万石四ヶ年受米數銀

右ハ当年迄御直払ニ河_レ甚左衛門受合ニ而為御登

被成候を当暮_レ四ヶ年受米ニ被仰付由之數銀

一 同百貫目

北国や銅山運上銀貳百貫目之内百貫

目ハ先達指上残而百貫目ハ当暮

一 同百貫目

先年申受候保太木代之内荒や・唐仁

や・大崎立賢上納可申銀之分

五口合貳千百拾九貫三百五匁五分六リン

内百五十貫目 先達而江戸へ下シ御遣用ニ被成候

由

同千貳百三十貳貫貳百八十匁 京都新御借銀当年

霜月御返弁元利共

之由

同三十貫目 岡半之丞罷下候所江戸へ下御遣御用

ニ被成候由、利足ハ知不申候間書付

不申候

同六十貫目

山下宗伴ニ先年拜借被仰付、御借銀

ニ五百貫目被成候利銀戌ノ年分

残六百四十七貫貳十五匁五分六リン 江戸へ下申分

一 内六拾三貫目 神尾殿_ノ御借金之利千五十兩御返済

分、兩替六十目替、但古御借銀御返

弁之内也

一 同三百八十三貫百三十九匁四分四リン

先年秋田御借銀元利共ニ御返弁之分、

但本之内ハ済残ニ御座候、

右ハ秋田御借銀利足本銀之内をも少々御返済之銀

ニ候へ共、此方申延、新御借分ニ可仕候間、其元

ニ而御遣用ニ可被成候

残銀貳百貫八百八拾五匁九分式リン 江戸御遣用可被成

候分

〔梅津忠宴日記〕抄本 天和二年十月廿七日条⁽¹⁰⁾

右の〔史料2〕によれば、全収入銀二一九貫三〇五匁

五分六リン（実計算二一五九貫三〇五匁五分六リン）のう

ち八〇・五%余にあたる一七三八貫余を借財の返済にあて

ることが目論まれている。そして、傍線(a)・(b)からわかる

ように、この天和二年時点において、神尾氏からの借金は

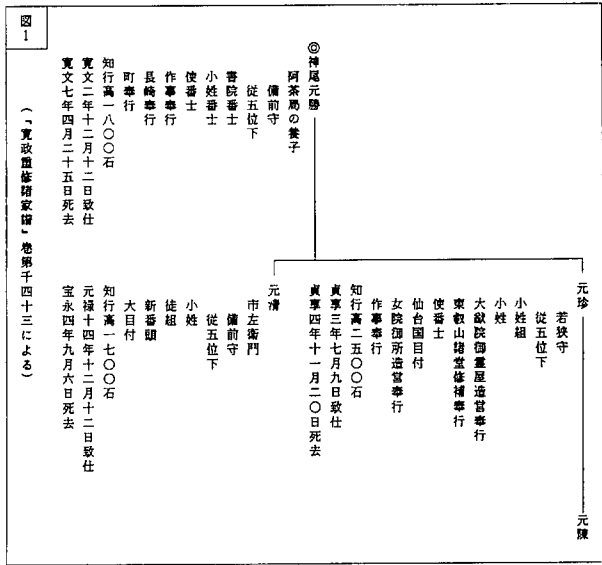
利息だけで一〇五〇兩にのぼっており、全収入の二・九%

余をしめる銀六三貫目が神尾氏への返済にあてられるように目

論まれている。

元文四（一七三九）年に秋田藩本方奉行秋山善右衛門が著した「先御代々御財用向御指繰次第寛⁽¹⁾」には、元禄十一

(一六九八)年以後の藩借財返済の記述のなかで、「神尾備前守殿・神尾左兵衛殿・東宗雲が御預金等も年々御返しに被相立」と記されており、元禄期に至っても返済は完了していない。また、この記述によれば、幕府奥医師にして旗本の東宗雲からも秋田藩は借財を負っていたようであるが、詳細は不明である。



〔図1〕に『寛政重修諸家譜』をもとにして神尾元勝父子の経歴を略記した。神尾元勝は家康愛妾阿茶局の養子となり、秀忠・家光に重用された旗本であり、近年、山本博文氏が寛永幕政史においてスポットをあてた「上級旗本」のひとつである。山本氏は、元和・寛永前期、使番・目付を歴任し將軍や年寄の信頼が厚い、三〇〇〇石程度の旗本を「上級旗本」とよんで「取次」としてとらえ、彼らが権力者土井利勝の周辺にあって大名へのパイ役となったと説き、大名は幕閣へのルート作りや情報収集のための上級旗本との交際をもとめ、上級旗本は、自己の地位の確認のために或いは大名からの援助を期待して、大名の側に立った行動に努めたと説明する。そして家光親政が行われる寛永後期になると、年寄以外の者からの命令伝達が禁じられ、上級旗本と大名とが内々に交際することに歯止めがかけられ、上級旗本は將軍家光の独裁権力行使のための手足として位置付けられた、と主張する。山本氏の所説の当否はともかくとして、幕藩関係において、しばしば特定の旗本の介在がみられることは藩政史に多少とも関心あるものならば、夙に認識しているところであろう。

二 十七世紀秋田藩と旗本

慶長〜寛永前期秋田藩にとって決定的に重要な役割を担っていた旗本は島田重次・島田直時、島田利正、土屋利清

であつた⁽¹⁴⁾。秋田藩との関わりで、この四人の旗本の動きをみてみると、

〔1〕 隣藩の南部藩および津軽藩との境相論の仲裁⁽¹⁵⁾。

〔2〕 江戸・他国における配下のトラブル⁽¹⁶⁾、および秋田藩飛地下野領支配(検地・隠田・領民の犯罪など)⁽¹⁷⁾についての助言・指示。

〔3〕 鉱山運上金銀に関する取次(献上の催促・取次、運上一紙の確認・保管など)⁽¹⁸⁾。

〔4〕 幕府の意向・諸情報の内報(普通・上洛および諸政策の予定、大御所の容態など)と、諸忠告(参勤・出府・上洛の勧め、普請助役願出の勧め、將軍日光社参供奉願出の勧め、將軍・大御所等への祝儀・献上物の勧め)⁽¹⁹⁾。

〔5〕 將軍・年寄からの命令の通達⁽²⁰⁾。

〔6〕 その他諸取次(將軍・大御所へのお目見え・諸献上物、幕府への諸願の取次)⁽²¹⁾。

などがあげられる。また、このほか、元和一〇(一六二四)年正月、道川九左衛門を秋田藩が敦賀米宿に採用しているのは島田重次の意向によるものであり、敦賀において諸藩が米宿を指定する際に幕府の意向がはたらいっていた可能性が考えられる。それはともかくとしても、上記の旗本たちは、たしかに秋田藩のために便宜をはかり、とりわけ上記〔4〕のように一見して秋田藩側に立った行動をとることが多かった。それは結局のところ、善意に粉飾された内々

というかたちをとって秋田藩を幕府の志向する方向へ導こうとするものであった。たとえば、寛永元(一六二四)年七月、小田原を大御所秀忠隠居所となし、奥羽諸大名に普請助役が命じられるという風聞が立ったとき、島田利正は秋田藩主佐竹義宣につきのように述べている。

〔史料3〕

来春小田原御普請之事、(中略)上様御前ニても、御年寄衆御沙汰をも、一切不被為聞候、乍去、世上のさげすみ尤ニ候、上方衆ハ京・大坂之御普請いまに被仕候間、定而関東・奥州衆ニ被仰付ものにて可有之候、乍去、義宣御身上、一方御請取、御普請被遊候御身上ニ候へハ、被仰上候て可然候、若石垣ならハ、式十間・三拾間わり余りなどの御坐候を、跡々御普請不被仰付候へ共、似合敷御奉公ニ候間、是を仕可指上と、被仰上可然候

〔梅津政景日記〕寛永元年八月五日条

すなわち島田利正は小田原普請の動員が発令されていなくとも、世上のさげすみ、上方大名衆の普請助役をひきあいに出して、「似合敷御奉公」としての普請助役出願をすすめており、佐竹義宣をして「如何様ニも御指図次第二候」(同日条)と言わしめている。

このように、幕府内部情報の内報にしても、普請助役・

参勤・日光社参供奉についての助言にしても、事前に情報・準備期間・忠告をあたえて秋田藩に自発的な出願・奉仕をさせる方向に誘導して幕府の威光を浸透させようとするものであった。よって、佐竹義宣が湯治の許可のみを得て、鷹野の願いを申請せずに湯治先で鷹野を行ったときの島田重次の激怒²³⁾に象徴されるように、微塵たりとも幕府の威光にかかわるようなことがあれば、かれらは幕府権力の一票としての本質を露呈する。

寛永末期〜万治期における幕府と秋田藩との間には神尾元勝が深く介在している。この時期は、すでに参勤交代は制度化され、また秋田藩への普請助役も大幅に減少するので、その点においては幕府・秋田藩間での神尾元勝の関与は慶長〜寛永前期の島田・土屋氏に比すれば少なくなる。しかし、神尾元勝の秋田藩との関わりは基本的に上掲(1)〜(6)と変わらない。元勝は、幕府への銀山運上に関する取次をはじめ諸事にわたって老中と秋田藩の間を取り次いでおり、久保田城絵図加筆請願²⁴⁾の例にみられるように、秋田藩が幕府に訴願するときにはまず元勝に願い出て元勝の指示と内意にしたがって幕閣へ訴願するのが常であり、將軍・幕閣への不時の挨拶・使者派遣は元勝の指図にしたがい、慶事における幕閣への饗応も元勝を通じて申し入れるのが通例であった。幕府の意向もまた元勝を通して秋田藩に伝えられていた。幕閣から直接秋田藩に通知された場合

でも、たとえば、寛文元(一六六一)年の佐竹義宣の婚儀願いについて老中松平信綱から「式部殿御縁方之儀雅楽殿・豊後殿・美濃殿申談候、御勝手次第第二御調候様ニと被申候、委細は神尾備前殿へ可申達候」と秋田藩に通知され、秋田藩江戸留守居役は元勝のもとにおもむいて関係者への使者・御礼、その他方端について元勝の指図をうけなければならなかったように、元勝の介在は動かしがたい重みをもっていた。

元勝の死後、このような役割は子である元珍・元清兄弟にうけつがれる。例えば、寛文六(一六六六)年夏の秋田藩領洪水による不如意のため、音信等簡略の義を幕府に願出たときには神尾元珍を通じて老中土屋数直に申入れられている²⁶⁾。また、延宝五(一六七七)年から秋田藩は能代保太木、諸材木の太坂直払いをおこなうが、神尾元清を通じて老中土屋数直の内諾を得たうえでこれをおこなっている²⁷⁾。

前述した元和一〇年の敦賀米宿採用における島田氏の関与にしても、この能代保太木、諸材木の太坂直払いにしても、秋田藩が、上方市場と関わるに際して幕府の意向がはたらいていたことを推測させる。

それはともかくとしても、元珍・元清兄弟と秋田藩との密接な関係は、天和年間までつづく。神尾氏と秋田藩の交際自体は天和以降もつづいていくが、寛永後期〜天和期のような関係を見出すのは困難である。

結びにかえて

十七世紀後半期、財政難にあえぎながらも、幕藩制国家体制に自らを位置づけようとする秋田藩が上方市場と関わるにあたり、あるいは緊縮財政実施に際し、幕府の意向は無視しえないものであったが、そこには、旗本神尾氏の関与がみられる。

また、神尾氏のような旗本による「大名貸し」がどの程度の広がりをもっておこなわれていたのか未詳であるが、ともあれ、この時期、神尾氏は秋田藩と幕閣の単なるパイプ役などではなく、幕府の権威と権力を背景に秋田藩を主導できる存在であったのであり、借金によって秋田藩の財政に深くくいこんでいたのである。

十七世紀、幕藩関係において、その役職にかかわらず特定旗本の介在がみられることは古くから知られている。この問題は、あくまでも幕府による大名支配の一環としてとらえるべきであろう。しかし、これらの旗本を幕藩政治史の各段階において歴史的に正しく位置付けるには不明な点がきわめて多い。いずれにしても、単なるパイプ役的な取次ぎ論に矮小化すべきではあるまい。

(1) 佐々木潤之介『幕藩制国家論 上』六六・七一頁(東京大学出版会 一九八四年)。

(2) 豊田武編『東北の歴史 中巻』七四頁(吉川弘

文館 一九七九年)。

(3) 『秋田県史 通史編 近世上』第三章第五節(一九七九年)。

(4) 秋田県立公文書館蔵「梅津忠実日記」抄本 延宝三年十一月三日条。

(5) 注(3)。

(6) 秋田県立公文書館蔵。

(7) 「後藤祐道日記」(秋田県八森町・山崎文書) 万治三年九月二十七日条。

(8) 「後藤祐道日記」万治三年十一月四日条。

(9) 松本四郎「寛文一元禄期における大名貸しの特質——「町人考見録」にみえる那波九郎左衛門家を中心に——」(『三井文庫論叢』創刊号 一九六七

年)。

(10) 秋田県立公文書館蔵。

(11) 『秋田県史 資料編 近世上』四三一号(一九七九年)。

(12) 続群書類従完成会刊行。

(13) 山本博文『幕藩制の成立と近世の国制』(校倉書房 一九九〇年) 第一部第三章・第四章。

(14) 『寛政重修諸家譜』(巻二百八十八、巻二百八十九、巻二百九十、巻五百四十九)によってこの4人の関係を示す。

(島田利秀)

重次

直時

使番・旗奉行

大坂町奉行

二〇〇〇石

利正

使番・町奉行

五〇〇〇石

土屋利清 (利秀に養育さる)

大番・御膳番・川船奉行

五七〇石

(15) 『梅津政景日記』(東京大学史料編纂所『大日本

古記録』) 元和四年二月十二日条、元和四年十月五日条など。

(16) 『梅津政景日記』元和五年六月十二日条、元和八年二月四日条など。

(17) 『梅津政景日記』元和八年三月十八日条、寛永五年八月十九日条、寛永七年十一月廿八日条など。

(18) 『梅津政景日記』慶長十九年二月十四日条、元和六年二月廿六日条、寛永六年正月五日条、寛永七年八月十二日条など。

(19) 『梅津政景日記』元和四年五月廿日条、元和六年二月廿五日条、元和八年二月十六日条、寛永元年八月五日条、寛永二年正月十三日条、寛永五年十一月十九日条、寛永六年三月廿日条、寛永八年七月廿五日条、寛永八年八月一日条など。

(20) 『梅津政景日記』寛永七年八月十二日条など。

(21) 『梅津政景日記』元和七年十月十二日条など。

(22) 『梅津政景日記』元和十年正月廿二日条。

(23) 『梅津政景日記』元和七年十月廿日条。

(24) 秋田県立公文書館蔵『国典類抄』前編軍部一

(秋田県立図書館より全巻刊行)。

(25) 『国典類抄』前編資部十一。

(26) 秋田県立公文書館蔵「梅津忠宴日記」抄本 寛

文六年十月二日条。

(27) 「旧記抜書之ヶ条 上」(『熊代市史資料』第九号 一九七八年)。

(28) たとえば、長州藩毛利氏もこの時期、旗本からの借財を負っていた。峯岸賢太郎「成立期藩経済の

構造」(古島敏雄編『日本経済史大系 3 近世上』

東京大学出版会 一九六五年 所収)。

(秋田市史専門委員)